

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(入会手続)</p> <p>第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になった者は、協議会へ入会するため、<u>様式第1号の内容により、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）</u>より入会を申請するものとする。</p> <p>(資格確認)</p> <p>第3条 <u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）</u>は、前条の申請を受理した場合、申請者に様式第2号による協議会の構成員であることの証明書を発行するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(証明書の再交付)</p> <p>第4条 構成員は、証明書を失ったとき、又は<u>証明書の記載事項に変更が生じたときは、様式第3号の内容により、ホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。</u></p>	<p>(入会手続)</p> <p>第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になった者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より入会を申請するものとする。<u>なお、その方法による申請が困難な者は、様式第1号による申請書を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）に提出するものとする。</u></p> <p>(資格確認)</p> <p>第3条 <u>事務局</u>は、前条の申請を受理した場合、申請者に様式第2号による協議会の構成員であることの証明書を発行するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(証明書の再交付)</p> <p>第4条 構成員は、証明書を失ったときは、ホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。<u>なお、その方法による申請が困難な者は、様式第3号による証明書の再交付申請書を事務局に提出することにより申請することができる。</u></p>

(変更手続)

第5条 構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、様式第4号の内容により、ホームページより変更届出を行うものとする。

(退会手続等)

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、様式第5号の内容により、ホームページより協議会の退会を届け出るものとする。

2 構成員がビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の届出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は、法務省出入国在留管理庁政策課に通知した上で、当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(その他)

第7条 構成員は、第2条及び第4条から第6条までに定める手続を行おうとする場合において、システムのトラブル等により、ホームページによる申請又は届出ができないときは、事務局が指定する方法で申請又は届出を行うものとする。

(変更手続)

第5条 構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、ホームページより変更届出を行うものとする。なお、その方法による届出が困難な者は、様式第4号による届出書を事務局に提出するものとする。

(退会手続等)

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、ホームページより協議会の退会を届け出るものとする。なお、その方法による届出が困難な者は、様式第5号による届出書に第3条に規定する証明書を添付して事務局に提出するものとする。

2 構成員がビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の届出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(新設)